

## 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

令和3年5月14日

午前10時00分開議

- 議長（堀議長） ただいまから、令和3年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議長） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会 会議規則第118条の規定により、12番 中屋議員、1番 竹田議員を指名いたします。
- 議長（堀議長） 日程第2「議会運営委員会報告」を行います。  
委員長の報告を求めます。  
6番、佐藤委員長。
- 佐藤議員 議会運営委員会報告を申し上げます。  
本日、午前9時00分から、第3回議会運営委員会を開催し、令和3年厚岸町議会第1回臨時会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。  
議会からの提出案件は、「会期の決定」及び「諸般報告」で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。  
次に、町長提出の議案等についてであります。  
報告第4号から報告第9号は、専決処分事項の報告6件で、いずれも本会議で審議することに決定しました。  
議案第39号と議案第40号は、令和3年度各会計補正予算2件で、いずれも本会議で審議することに決定しました。  
本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。  
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。  
日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期ただいまの議会運営委員会報告にありましてとおり、本日1日間としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。  
  
（「なし」の声）
- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を議題といたします。

令和元年第1回臨時会において設置されました、厚岸町議会広報特別委員会のうち、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの任期とする、同委員会委員に係る正副委員長との互選について、先刻、令和3年第4回厚岸町議会広報特別委員会が開催され、委員長に大野委員、副委員長に桂川委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。以上諸般報告といたします。

- 議長（堀議員） 日程第5、報告第4号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を承諾し提案理由の説明を求めます。総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました 報告第4号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、審議会等の会議を書面にて審議した委員に対する報酬が不足したため、その経費に要する予算が必要であり、緊急執行を要した「令和2年度厚岸町一般会計補正予算」を、地方自治法、第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり専決したので、同法、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

2ページをご覧ください。総総専第4号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和3年3月30日付であります。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（15回目）令和2年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、39万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、129億4,780万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページから4ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1款1項 歳出では、1款2項にわたって、それぞれ、39万7千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。7ページをお開き願います。歳入であります。

12款 1項 1目 1節 地方交付税 39万7千円の増、特別交付税、補正財源調整のための計上であります。以上で、歳入の説明を終わります。

9ページをお開き願います。歳出であります。

9款 教育費 5項 社会教育費 1目 社会教育総務費 8万4千円の増。

青少年問題協議会7万5千円の増は、書面による審議2回分の委員報酬の計上であります。社会教育委員 9千円の増は、書面による審議1回分の委員報酬の計上であります。

3目 公民館運営費 4万2千円の増 公民館運営審議会書面による審議1回分の委員報酬の計上であります。4目 文化財保護費 8万3千円の増 文化財専門委員会書面による審議2回分の委員報酬の計上であります。5目 博物館運営費 4万2千円の増 海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館運営審議会書面による審議1回分の委員報酬の計上で

あります。6項 保健体育費 2目 社会体育費 14万6千円の増 スポーツ推進審議会 8万3千円の増は、書面による審議2回分の委員報酬の計上であります。スポーツ推進委員 6万3千円の増は、書面による審議1回分の委員報酬の計上であります。

以上で、報告第4号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。3番 室崎議員。

●室崎議員 やったことについて別に異を唱える何もございません。ただ、去年からですね、今まで集まって色々と会議を行っていた委員会なり会議が、今般の状況でできなくなってきて、書面で行いますという案内がずいぶんあったんです。そのこと自身については私何も申し上げる気はない。非常時ですから。

ただですね、そのやり方がバラバラだったんですね。非常に気になったのは、かくかくしかじかの、を行いますと。賛成反対別紙に丸をつけて郵送してください。ここまではいいんですよ。なお、連絡のない場合には、承認されたものとみなします。

こういうのが結構あったんですね。そうすると、定足数どうなってんだろうなど。それから、ましてやこういうような報酬の問題が出てくると、余計これどうなるんだろうな、言うことになります。このあたりきちんと整理されてますか。

●議長（堀議員） 総務課長

●総務課長（石塚課長） 確かに議員おっしゃられるように、事後の確認にはなりましたが、そのようなそれぞれ個別の審議会の対応があったと聞いてございます。それで次の議案での提案になりますが、総務課のほうから各審議会を持つ担当課のほうにですね、4月2日に、3月専決処分の日、書面会議を行う際の出欠の確認については、賛成反対を問うとともに、意思表示があったもののみ報酬の支給対象とするよう取り扱うようお願いをしたところであります。

●議長（堀議員） 3番 室崎議員

●室崎議員 次のところでももう一度聞きますが、これあれですか、規則とか訓令とか要綱とか色々あると思うんですが、きちんとした手続規定を作っておりますか。

●議長（堀議員） 総務課長

●総務課長（石塚課長） 3月30日付けでの専決処分になりますが、総務課のほうで各課をとりまとめさせていただきまして、条例では13の条例、規則では14の規則、訓令では16の訓令について、3月30日同日付で、その議員言われたことについて規定の改正を行ったところでございます。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議員） 日程第6 報告第5号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

●総務課長（石塚課長） ただいま上程いただきました報告第5号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項では、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるとしており、当町においても、個々の条例により、必要な附属機関として審議会等を設置しているところであります。

また、設置しているほぼ全ての審議会等で、会議の開催要件を「半数以上の委員の出席」とし、議事の決定要件を「出席委員の過半数、可否同数の場合は、議長の決するところ」としており、会議の成立が議事の決定要件となっております。

しかしながら、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、会議の開催が困難となった審議会等において、議案審議の必要性から、やむなく書面での審議を行ったところであり、これら書面で審議された事項について、会議を開催し、審議、決定したものと同様に扱う必要が生じたところでもあります。

このため、審議会等における議案の審議については、原則、会議を行うこととしつつも、令和2年度で実施した書面での審議を有効とすることと、今後、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合や、災害のほか感染症の拡大防止など、やむ得ない理由により書面審議を行わなければならない事態に備え、書面での審議を行った際の取扱いに関する規定の整備と、これに従事した委員への報酬の支給方法について、必要となる規定の整備を行ったものであります。

特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月30日、専決処分をもって「厚岸町総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例」を制定したので、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書12ページであります。総総専第5号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規

定により、次のとおり専決処分する。

始めに、冒頭で説明した審議会等の設置については、それぞれ個別の条例により定められているため、これらの改正を行う本条例は、13条建ての構成とし、「厚岸町総合計画策定審議会条例」ほか12条例の一部改正、また、附則にて、厚岸町特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正としておりますので、ご承知おき願います。

それでは、改正内容の説明を「報告第5号説明資料の新旧対照表」により行わせていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。第1条は「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」であります。

新たに加えた第6条の2は、「審議会招集の特例」に関する規定で、第1項では、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合、その他やむを得ない理由のある場合において、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができるとする規定を、第2項では、書面での審議を行った際の、会議の成立要件及び議事の決定要件を、会議を開いた場合と同様とする準用規定を整備したものであります。

第2条は「国土利用厚岸町計画策定審議会条例の一部改正」であります。新たに加えた第6条の2は、「審議会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

第3条は「厚岸町行政改革推進委員会設置条例の一部改正」であります。委員会の会議について規定している第5条の改正は、第2項として「会議の成立要件に関する規定」を、第3項として「議事の決定要件に関する規定」を加えたもので、新たに加えた第5条の2は、「委員会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

1ページ下段から2ページ、第4条は「厚岸町字名等改正審議会条例の一部改正」であります。新たに加えた第6条の2は、「審議会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

第5条は「厚岸町史編さん審議会条例の一部改正」であります。審議会の会議について規定している第5条の改正は、見出しの字句の整理のほか、第2項として「審議会の会議の成立要件に関する規定」を、第3項として「会議の議長に関する規定」を、第4項として「審議会の議事の決定要件に関する規定」を加えたもので、新たに加えた第5条の2は、「審議会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

第6条は「厚岸町行政不服審査会条例の一部改正」であります。新たに加えた第5条の2は、「審査会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

3ページ下段から4ページ、第7条は「厚岸町情報公開条例の一部改正」であります。新たに加えた第34条の2は、「審査会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていた

できます。

第8条は「厚岸町特別職報酬等審議会条例の一部改正」であります。審議会の会議について規定している第5条改正は、第1項では、字句の整理のほか、会議の議長に関する規定を、また、第3項として審議会の議事の決定要件に関する規定をそれぞれ加えたもので、新たに加えた第5条の2は、「審議会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

第9条は「厚岸町子ども・子育て会議条例の一部改正」であります。新たに加えた第6条の2は、「子ども・子育て会議招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

3ページ下段から4ページ、第10条は「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例の一部改正」であります。新たに加えた第32条の2は、「審議会及び部会招集の特例」に関する規定で、第1項では「審議会における書面会議の開催」について、第2項では第1項を「部会の会議」に準用する場合の読み替え規定を、第3項では、書面での審議を行った際の、会議の成立と議事の決定の要件について整備したもので、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

第11条は「厚岸町国民保護協議会条例の一部改正」であります。新たに加えた第4条の2は、「協議会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

第12条は「厚岸町スポーツ推進審議会条例の一部改正」であります。新たに加えた第8条の2は、「審議会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

4ページ下段から5ページ、第13条は「厚岸町水道事業経営審議会条例の一部改正」であります。新たに加えた第4条の2は、「審議会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

議案書17ページをご覧ください。附則であります。

第1項は、施行期日等で、この条例は、令和3年3月30日から施行するとし、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、やむなく実施した書面審議について遡及適用させる必要があったことから、その適用については、令和2年4月1日からとしております。

第2項は、「厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」で、会議に代えて書面の回付により審査、審議又は調査等を行った場合の日額による報酬の支給については、個人によって従事する時間に差は生じるものと考えますが、会議を開催した場合に要する時間を勘案し、実際に職務に従事した時間にかかわらず、第2条第5項第1号に規定する「3時間未満」の会議に出席した時と同じ割合「100分の50」を適用するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い

いたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。3番 室崎議員。

●室崎議員 今14の条例についての改正の説明がありました。その範囲ではわかったんです。ただ具体的にどうやるのかというところですね、通常案件の場合にはこれでわかるんですが、ひとつ私疑問を持つのは、互選による人事案件です。その場合にはどういう手続きを行うかっていうのはこれではちょっとわかんないんですよ。それで実際に昨年度私がぶつかった事例を申し上げますと、役員誰その任期が切れたので、新役員を選ばなければならない。で、新役員には会長誰それ、副会長誰それ、何の役は誰それにしたいと思うが、賛否を別紙で送ってくれというのがありました。書面決議になるとずいぶん省略してるなど思ったんです。

このあたり、内部ではどのような検討して、どのように行うのかという統一見解をきちんとだしてありますか。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 大変申し訳ございません。今の議員おっしゃられた件について、統一見解は総務課ほうとしては出してございません。ただ、互選によりということもありますので、本来は、立候補者または推薦者をとってから、再度事務局案の提案をする流れが本来ではないかと考えます。

●議長（堀議員） 3番 室崎議員。

●室崎議員 総務課長が考えてればみんながそうするわけじゃないでしょ。こんなもの、要綱かなんかで決めときゃいいじゃないですか。さっきも言ったんだけど、いやいや条例で決まってるからもう万全なんだっていう答弁だったから、今あの気になったところをお聞きしたら何もやってないわけでしょ。そして書面決議にしましたもないでしょ。だめですよそんなことでは。

書面決議っていうのは、一同に会して賛否を問う会議が開けないから代わりに書面でやったという以上のものではないですよ。書面決議になったとたんに事務局に人事権が移行するわけではないでしょ。早急にきちっとしてください。議会にもこのようにやったということについて報告してください。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） いま総務課長からありましたけれども、いま、議員言われる会長、副会長等々の役員の人事含めて、また、議事の概要含めてというところも、もう少しその統一した要綱というものを定めた中で町として行っていきたいと。で、そのことにつきましても早期に議会の方にも報告させていただきたいと思えます。

●議長（堀議員） 3番 室崎議員。

●室崎議員 あえて一般論として言わしてもらいますが、こういう条例を作る時には具体的にどうやるのかという要綱だとかそういうのから積み上げていかなきゃなんないものだと思うんです。いま、政治オリンピックがどうのこうのっていつてますが、大所高所からの抽象論ばかりえらい人たちは言うけれども、具体的に何やるかがさっぱり示されないからみんな困ってる。今回のこれだって私ここで議論しなかったらこれだけで終わったところでしょ。そしたら具体的にできないんですよ。そのあたり他の問題でも同じような事は起こりかねないので、どうかよろしくお願ひしたい。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 早急に内容をまとめて、各課等に報告、さらには議会への報告をさせていただきます。

●議長（堀議員） 他にございますか。

（発言者なし。）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議員） 報告第6号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） ただいま上程いただきました、報告第6号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。議案書18ページをお開きください。

今般、国は、現下の経済情勢を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担の調整、軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行うなどとして、地方税法等の一部を改正する法律 及び 地方税法施行令等の一部を改正する政令等を、令和3年3月31日に公布し、原則として、同年4月1日から施行するとしました。

この法律等が施行されることに伴い、令和3年度の町税、課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要がある、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31



日に、町税条例等の一部を改正する条例を専決処分により制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書19ページ 総総専第6号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。町税条例等の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配布の報告第6号 説明資料 新旧対照表でご説明いたしますが、この度の主な改正は、固定資産税の評価替えに伴う特例措置の延長、軽自動車税の環境性能割及び種別割の軽減措置の延長、個人町民税における住宅ローン控除の特例の適用期限の延長などであります。それでは、新旧対照表をご覧ください。

この議案は、町税条例の一部を改正する条例と、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の2条で構成しております。

1ページ、第1条は、町税条例の一部改正であります。

第29条の4の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第29条の4の3は、公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、申告書を電子提出することができる場合として規定していた税務署長の承認を廃止し、申告書の提出の際に経由すべき給与支払者等が、電子提出を受けた記載事項について、パソコン画面での表示や書面へ出力するための措置を講じているなどの要件を満たす場合とする改正であります。

第36条の8は、特別徴収税額に関する規定で、次条で加える第3項を退職所得申告書の定義規定に加える改正であります。

2ページの第36条の9は、退職所得申告書に関する規定で、扶養親族申告書の電子提出と同様に、提出を受けた記載事項をパソコン画面で表示できる措置を講じているなどの要件を満たす場合に申告書を電子提出することができることとする規定の追加であります。

第70条の4は、軽自動車の環境性能割の税率に関する規定で、改正後の地方税法に合わせた読替対象条項の追加であります。

次に、附則の改正であります。附則第10条の2は、固定資産税等に係る地域決定型特例措置、いわゆる「わがまち特例」における対象施設と特例割合を規定するものであり、地方税法において、固定資産税等の課税標準の特例が見直されたことに伴い、地方税法引用条項の条文整備をするものであります。

第3項から、次ページの第18項までは、改正後の地方税法に合わせた引用項番号の改正であります。

改正前の第19項は、地方税法において、生産性向上特別措置法に規定される先端設備等に係る特例措置の規定が削除されたことによる項の削除であります。

改正前の第20項から第22項は、前項の削除により、それぞれ1項ずつ項番号を繰り上げるとともに、改正前の第20項については、改正後の地方税法に合わせた引用項番号の改正であります。

附則第11条は、次ページにわたり、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義に係る規定で、土地の固定資産税課税標準額の減額について、その減額期間を3年間延長することによる見出しの字句の改正であり、規定内容に変更はございません。

附則第11条の2は、土地の価格の特例に関する規定で、令和3年度は評価替えの年に当

り、固定資産税の評価替えは、評価替えの年度を基準として、第2年度、第3年度は新たな評価を行わず、基準年度の価格を据え置くこととされておりますが、令和4年度、令和5年度において、地価に下落傾向が認められる場合には、価格に修正を加えることができる特例措置が講じられることから、その年限を延長し、改めるものであります。

附則第12条から附則第15条までは、固定資産税の特例に関する規定で、附則第12条では、次ページに渡り、宅地及び商業地等について、附則第13条では、次ページに渡り、農地について、附則第15条では、特別土地保有税について、それぞれの固定資産税課税標準額の減額措置を3年間延長するとした改正のほか、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置くこととする規定の整備であります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定であり、地方税法において環境性能割の税率区分が見直されたことによる引用項番号の追加のほか、令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した自家用軽自動車については、新型コロナウイルス感染症における税制上の特例措置として、税率を1%分軽減することとしておりますが、この特例措置を9カ月間延長し、令和3年12月31日までに取得した自家用軽自動車を対象とする改正であります。

附則第15条の2の2は、軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、前条と同様に地方税法における環境性能区分の見直しによる引用項番号の追加であります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定であり、地方税法において、環境性能に応じた軽減措置、いわゆるグリーン化特例について、対象区分の重点化と基準の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長し、令和5年度課税分までとしたことに伴う改正であります。

第1項は、この条に3項を追加し、第8項までとしたことによる定義規定の対象とする項番号の追加であります。

第2項から、第4項は、現行のグリーン化特例に係る規定であり、既に適用年度が過ぎた令和2年度分の種別割に係る規定を削るほか、項を追加したことによる字句の改正であります。

改正後の第6項から第8項は、今回の改正で適用期限を延長することとした対象区分ごとの軽減に係る規定の追加で、第6項は、自家用貨物及び営業用のもので、電気自動車及び天然ガス自動車について、種別割を75%軽減する読み替え規定を、第7項は、営業用の乗用のもので、令和12年燃費基準90%以上のものについて、種別割を50%軽減する読み替え規定を、第8項は営業用の乗用のもので、令和12年燃費基準70%以上のものについて、種別割を25%軽減する読み替え規定を追加するものであります。なお、軽減税額は、これまでと変更はございません。

9ページの附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、特例の対象の判断に当たって国土交通大臣の認定等に基づき判断することとする規定に、前条で加えた3項を加え第8項までとする改正であります。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除に関する特例規定であります。改正の概要としては、所得税におい

て、新型コロナウイルス感染症特例法で追加規定された特例対象の住宅を取得して入居した場合、住宅ローン控除の適用期間が延長されたことに伴い、所得税から控除しきれない額について、これまでと同様に控除限度額の範囲内で個人町民税から控除するため、令和15年度までとしていた個人町民税の控除適用期限を令和17年度まで延長するとともに、令和3年までとしていた居住年を令和4年まで延長するものであります。

なお、この特例対象となる住宅取得は、住宅新築の場合、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間内に、中古住宅の取得などの場合は、令和2年12月から令和3年11月までの期間内に、消費税率10%での契約を行い、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した場合に、適用期間13年間の住宅ローン控除を受けることができるものであります。

次に、第2条、町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

この改正は、令和2年 第3回定例会において可決された「町税条例等の一部を改正する条例」の第2条のうち、法人の申告納付等に関する未施行の部分を改めるものであります。

改正概要は、国税における法人の外国税額控除の見直しに伴い、地方税法においても、各通算法人の過去の事業年度における当初の控除額と再計算後の控除額に過不足が生じることとなった場合には、進行事業年度においてその過不足額を調整することとする改正がされたことから、改正後の地方税法に合わせて引用条項番号等の規定を改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、24ページをお開き願います。附則であります。

第1条は、施行期日で、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2条は、町民税に関する経過措置で、第1項は、給与所得者の扶養親族申告書の規定について、第2項は、公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定について、改正後の規定は、この条例の施行日以後の申告書に記載すべき事項の提供について適用し、改正前の条例の規定による提供については、なお従前の例によるものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置で、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとするものであります。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置で、第1項は、新条例の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された軽自動車に対して課する環境性能割について適用し、施行日以前に取得された軽自動車に対して課する環境性能割については、なお従前の例によるものとするものであります。

第2項は、新条例の軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の種別割りについて適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第6号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

(発言者なし。)

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。
- 議長（堀議員） 日程第8 報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税務課長。

- 税務課長（四戸岸課長） ただいま上程いただきました、報告第7号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。議案書25ページをお開きください。

この度の専決処分事項の報告につきましては、先の報告第6号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されることに伴い、令和3年度の都市計画税の課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要がある、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分により制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書26ページ 総総専第7号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配布の報告第7号 説明資料 新旧対照表でご説明いたしますが、この度の主な改正は、固定資産税の令和3年度の評価替えに伴う都市計画税の特例措置の延長のほか、地方税法引用条項の条文整備を行ったものであります。それでは、新旧対照表をご覧ください。

1ページ、附則の第2項及び第4項は、地方税法の改正における項の削除による項番号の繰り上げに伴う引用項番号の改正であります。なお、規定の内容に、変更が生ずるものではありません。

附則第5項から附則第10項までは、都市計画税の特例に関する規定で、附則第5項から、次ページの第9項までは、宅地及び商業地等について、附則第10項は、次ページに渡り、農地について、それぞれの固定資産の課税標準額の減額措置を3年間延長するとした改正のほか、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置くこととする規定の整備であります。

附則第14項は、地方税法の改正における項の削除による項番号の繰り上げに伴う引用項番号の改正であります。なお、規定の内容に、変更が生ずるものではありません。

議案書にお戻りいただき、27ページをお開き願います。附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置についての規定で、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計課税については、従前の例によるものとして適用します。

以上、簡単な説明でございますが、報告第7号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（発言者なし。）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

- 議長（堀議員） 日程第9 報告第8号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました 報告第8号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

専決処分により制定した条例は、「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。

厚生労働省及び総務省は、令和3年3月12日付けで「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について」により、令和3年度における当該減免の取扱いとして、減免の基準はこれまでのままとし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和2年度分及び令和3年度分の保険税の減免を行った場合、減免に要する費用の一部を特別調整交付金の財政支援の対象とすることを通知しました。

このことから、厚岸町として引き続き令和3年度においても当該減免を行うこととし、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、専決処分をもって「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を制定したので、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

続いて、条例の改正内容についてご説明いたします。議案書29ページをご覧ください。

総総専第8号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

説明については、報告第8号説明資料新旧対照表により説明させていただきます。それでは新旧対照表をご覧ください。

附則第15項は、保険税の減免対象について規定しておりますが、今回は対象とする期間を延長する改正で、改正前は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険税、としておりましたが、改正後は、令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険税に改めるものであります。

附則第16項は、申請書の提出期限について規定しておりますが、改正前は、令和3年3月31日としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による、減免措置の長期化に対応できるよう、申請書の提出期限を町長が別に定めることができるよう改正するものであります。

なお、改正後の申請期限は、令和4年3月31日とするものであります。この減免に対する国の財政支援については、令和元年度及び令和2年度分に対しては減免に要する費用の全額でありましたが、今回の令和3年度分の保険税の減免に対しては、保険税総額に対して、減免を行った総額の占める割合で段階的に区分されております。その区分については、一つ目が減免総額が保険税総額の3%以上の場合は10分の8、二つ目が減免総額が保険税総額の1.5%から3%未満の場合は10分の4、三つ目が減免総額が保険税総額の1.5%未満の場合は10分の2が財政支援されることとなっております。

議案書29ページにお戻り願います。附則であります。この条例は、令和3年4月1日から施行しております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。5番 南谷議員。
  
- 南谷議員 三点ほどお尋ねいたします。まず一点目です。本条例は、コロナ禍の影響を受けて、主たる生計維持者の合計所得金額に応じて減免の割合が決まっておりました。昨年の改正では、300万円以下は10/10の減免、300万円以上400万円までは、8/10、それから400万円以上550万円以下、が6/10、そして550万円以上、750万円以下これが4/10、そして750万円以上1000万円まで、これが2/10の減免と言う処理でありました。令和2年2月1日から令和3年3月31日まででございますから、約1年2ヶ月、14ヶ月分の期間ですね、この期間対象期間があったと思います。この一年2ヶ月間の14ヶ月間の減免額なんですけれども、1年分でもいいんですけれども、4月2日の議員協議会におきまして、4番音喜多議員のほうから質疑がありまして、現状の対象金額や影響はどのくらいあるんだと。その時は確かですね、3,150万円くらいとの答弁がありました。実際に、対象件数と、対象金額、現時点でどのくらいになっているのかお尋ねいたします。
- 2点目です。報告の第8号説明資料なんですけれども、これを見ていただきたいと思えます。中ほどに(2)、アっていう欄があります。主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額。かっこ書きその後ろが、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。この文言はですね、全く改正前と改正後は同じであります。

ただですね、去年は、30%以上の影響があった方は対象になりますと。すると今回の改正は、昨年、30%以上減額なった収入が減収になった人が対象だよ。今年は今回の改正で昨年30%になって前年のさらに30%以上となるとですね、7割ですよ。

今回の改正はさらに30%と理解したんです。そうすると実質最初の通常の年限でいけば、100%であればR3年は51%位まで下がらないと対象にならないよ。こういう数字だと理解をしたんですが、これはどうなんでしょうか。私の理解でいいのかなのか。

同じ文言なんだけど、一見見たら去年と同じだなと思ったんです。ですけど前年っていうことはそういう意味があると理解したんですよ。同じではないんですよ、分母が。

このへんについても説明していただきたいなと思いますし、3点目なんです。16番目16項ですか、去年は期限を切ってるんですよ。令和3年3月31日までとこうなってます。これが今回の改正では、町長は、これによりがたい事情がある時は町長の権限で期限を定めるとこういうことなんで、何らかの事情でこうするんだらうな。まあ単純に延長するんであれば1年延長すればいいんですけども、町長が決めるよっていうことは何かあるのかなと。この辺についても説明をしていただきたい。

●議長（堀議員） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） 私からは1点目の国民健康保険税の減免額、件数についてお答えをさせていただきます。まず件数について、令和元年分と令和2年度分合わせまして、112件、金額では令和元年度分、令和2年度分合わせて3,157万2,300円の減免決定をしているところでございます。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） 私の方からは2点目と3点目についてお答えさせていただきます。まず2点目であります、議員おっしゃるとおり、今回の今回の減免対象は、あくまでも前年度の収入に対しての30%以上になりますので、単純にその前の前の年から計算しますと、前の年には3割減でして70%、でそれに対してさらに3割ですと70%掛けると49%となりますんで、51%の減少は数字上ではそうなります。分母が違うのでどうなのかということでありましたが、今回課税される分につきましては、昨年度の収入が減っておりますので、そのぶん保険税自体が下がっていることとなります。

それとこれは国のほうのですね、今回は国の財政支援もあるということで、国の基準も昨年と同じままでということで国からも来ているところであります。それとあとはコロナだけではなくてですね、低所得者の方と公平性を考えるとそこら辺に齟齬が出てくるのではないかとということも国では説明しております。

3つめの第16項の改正ですが、こちらにつきましては改正前は期限を規定しておりました。ですが、現在の新型コロナウイルスの感染症の状況であります、まだ感染が拡大している状況にありまして、また経済におきましても回復が見通せない状況にありますので、この減免措置につきましても対象期間が再延長となることも考えられますので、長期化にですね対応できるよう別に定めるとということで改正した所あります。別にと

はいつてますけどもそれは要綱のほうで、令和4年3月31日と定めているところでありませう。

●議長（堀議員） 5番 南谷議員。

●南谷議員 3点目のほうについては要綱で定めますよと。あとコロナの状況によって延長もあるんで町長の権限にしたと。後は別はないよと。分かりました。それからですね今説明あったさすが答弁上手だなと感心して聞いてました。

確かにね、国からその助成をもらってこういう制度だからやむを得ないのかなと私も理解するんですけども、現実考えてください。通常100%の収入があったものが3割減収以上になったよ。そうすると当然その3割減少になったおかげで、先ほど長々説明したんですけど、ある程度の減免措置をしていただきました。

そうするとかなりの保険税の減免になってんですよ。保険料が下がってますよ、影響を受けてるんです。だけど来年度令和3年度は、改正されると、同じ100%の70%若干切るくらい、同じような状況の方はだよ、確かに前年度の収入が下がってるから30%以上収入が下がるから保険税は下がりますよ。一定の基準に基づいて。だけど減免措置の対象にはならないんですよ間違いないと。51%に届かないと。

そうするとここでギャップが出るんですよ。初年度の時100%だから100%の保険料だけど、70%になるから翌年。保険料等収入に相当した保険料が適用される。だけど、確かに影響あるんですよ大きな影響ではないけど。だけどそれ以上に今回の改正は、減免措置、これがね、昨年と違うんですよ。同じような収入の状態70%を超える収入の方は、確かに100%の時より収入が減るからそれに応じた保険料で払わなくていいんだけど、昨年とは違って幅が出ると思うんです僕はね。これについては厚岸町として対応すべきかどうかという意見はなかったんでしょうか。それについては私はしてやってもよかったんでないかと考えたんですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。確かに100%の時から比べると、下がったという状態にはなるんですけども、先ほどもちょっとお答えしましたが、コロナで30%下がりました。じゃあ今回ですね同じレベルの影響を受けてない人は、影響なければ減免対象にはならない訳です。それが同じ低所得者でありますとそこには不公平感というものも出てくるところもありますので今回はこのような基準でさせていただきました。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（発言者なし。）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案



は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。
- 議長（堀議員） 日程第10 報告第9号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
- 保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました報告第9号「専決処分事項の報告について」その内容をご説明申し上げます。専決処分により制定した条例は、「厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例」であります。

厚生労働省は、令和3年3月12日付けで「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」により、令和3年度における当該減免の取扱いとして、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和2年度分及び令和3年度分の保険料の減免を行った場合、減免に要する費用の一部を特別調整交付金の財政支援の対象とすることを通知しました。

このことにより、厚岸町として、引き続き令和3年度においても当該減免を行うこととし、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、専決処分をもって「厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例」を制定したので、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。続いて、条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書31ページをご覧ください。総総専第9号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

説明については、報告第9号説明資料新旧対照表により説明させていただきます。それでは新旧対照表をご覧ください。

附則第10条第1項は、保険料の減免対象について規定しておりますが、今回は、対象とする期間を延長する改正で、改正前は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料、としておりましたが、改正後は、令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料に改めるものであります。

同条同項各号の改正は、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者を主たる生計維持者とする略称規定を設ける改正であります。

同条第2項は、申請書の提出期限について規定しておりますが、改正前は、令和3年3月31日としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による、減免措置の長期化に対応できるよう、申請書の提出期限を町長が別に定めることができるよう改正するものであります。なお、改正後の申請期限は、令和4年3月31日とするものであります。

この減免に対する国の財政支援については、令和元年度及び令和2年度分に対しては

減免に要する費用の全額でありましたが、今回の令和3年度分の保険料の減免に対しては、保険料総額に対して、減免を行った総額の占める割合で段階的に区分されております。その区分については、一つ目が減免総額が保険料総額の3%以上の場合は10分の8、二つ目が減免総額が保険料総額の1.5%から3%未満の場合は10分の4、三つ目が減免総額が保険料総額の1.5%未満の場合は10分の2が財政支援されることとなっております。

報告書31ページにお戻り願います。附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は、令和3年4月1日から施行しております。

第2項は、経過措置で、税制改正による所得指標の見直しに伴い、介護保険法施行令が改正され、合計所得金額について、令和3年度からは、10万円を控除する規定に改められましたが、令和2年度以前においては、この規定が適用されないため、読み替え規定を定めるものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（発言者なし。）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定しました。

●議長（堀議員） 日程第11 議案第39号 令和3年度厚岸町一般会計補正 予算第40号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算 以上2件を一括議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第39号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算、議案第40号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

始めに議案第39号 議案書、1ページであります。令和3年度厚岸町一般会計補正予算 2回目 令和3年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、7,093万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、98億4,411万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページにわたり、第1表 歳入歳出予算補正であります。歳入では、4款4項、歳出では、3款3項にわたって、それぞれ、7,093万3千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。8ページをお開き願います。歳入であります。

16款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 1節 総務管理費補助金 5,112万6千円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上であります。なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧を参考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

6目 土木費国庫補助金 5,300万円の増。7目 消防費国庫補助金 4,380万円の増。それぞれ、矢臼別演習場における訓練実施の決定による、事業調整に伴う特定防衛施設周辺整備調整交付金の計上であります。内容につきましては、歳出で、ご説明いたします。なお、交付金の最終的な充当配分については、今後の交付決定額を踏まえ、補正対応いたします。

21款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金 1,104万7千円の増。補正財源調整のための計上であります。

22款 諸収入 6項 3目 3節 雑入 鉄くず売払代（消防施設）6万円の増。消防指令車更新に伴う現車両の売払代の計上であります。

23款 1項 町債 5目 土木債 3,950万円の減。6目 消防債 4,860万円の減。各事業債について、過疎対策事業債から特定防衛施設周辺整備調整交付金に充当振替えによる減であります。以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。歳出であります。

6款 1項 商工費 6目 諸費 緊急経済対策応援券発行 5,112万6千円 新規計上は、令和3年4月12日に厚岸町商工会から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛、行事の中止等により、商工業者の経営が著しく悪化していることに対し、支援措置の要請を受けての支援策として、応援券の発行を実施するものであります。

この内容は、町民ひとりにつき、5千円分の応援券を約9,000人に対して発行するもので、町内140店舗で使用可能となり、補助金4,500万円のほか、事務経費の計上であります。取扱期間は、令和3年6月19日から令和3年12月31日までとし、換金などの一部の事務を厚岸町商工会に委託して実施するものであります。

7款 土木費 2項 道路橋梁費 1目 道路橋梁維持費 建設機械等整備事業 1,987万円の増。当初、老朽化した7トン散水車を7トンダンプトラックに更新をして、道路維持作業や除雪などに活用することを想定しておりました。しかし、これまで7トンダンプトラックを製造するにあたっては、10トンダンプトラックのフレームを切断及び補強等の改造をして、製造しておりましたが、保安基準の改正により、これまでの改造では保安基準を満たさなくなった事から、10トンダンプトラックに振替えての購入による増額と充当財源を過疎対策事業債から特定防衛施設周辺整備調整交付金に振替えての計上であります。

8款 1項 消防費 1目 常備消防費 4,884万7千円の減。次ページにわたり、救急自動車整備事業（釧路東部消防組合） 4,208万円の減。消防自動車整備事業（釧路東

部消防組合) 676万7千円の減。3目 消防施設費 4,878万4千円 新規計上。救急自動車整備事業 4,193万8千円 新規計上。消防自動車整備事業 684万6千円 新規計上は、充当財源を過疎対策事業債から特定防衛施設周辺整備調整交付金に振替え、また、事業主体を、釧路東部消防組合から振替えての計上で、救急自動車整備事業差額14万2千円は、主に架装器材の見直しによる減、消防自動車整備事業差額7万9千円は、主に、申請に伴う職員旅費等の増であります。以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。第2条 地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。第2表 地方債補正 変更であります。過疎対策事業 8,810万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

5ページをご覧ください。地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄 令和2年度末、現在高、122億5,342万9千円。令和3年度中、起債見込額、9億4,960万円。令和3年度中、元金償還見込額、9億8,708万6千円。補正後の令和3年度末、現在高見込額は、122億1,594万3千円となるものであります。以上で、議案第39号の説明を終わります。

次に、議案第40号であります。議案書、1ページであります。令和3年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算(1回目) 令和3年度厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、14億572万6千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正であります。歳入、歳出ともに、1款1項にわたって、それぞれ、120万円の増額補正であります。事項別により、ご説明いたします。6ページをお開き願います。

歳入であります。4款 道支出金 1項 道補助金 1目 1節 保険給付費等交付金 120万円の増。国民健康保険税の還付金に対する交付金の計上であります。以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。9款 諸支出金 1項 償還金及び還付金 1目 保険税還付金 保険税還付 120万円の増。国民健康保険税 過年度還付金の件数増による増額補正であります。

以上を持ちまして、議案第39号令和3年度厚岸町一般会計補正予算から議案第40号令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長(堀議員) はじめに議案第39号の質疑を行います。5番 南谷議員。

●南谷議員 10ページ11ページなんですが、建設機械等整備事業。ここで1,987万円増額補正なってます。先ほどの説明ですと、当初、7トントラックダンプですか、購入計画だったんですけれども、まあ10トンを買わざるを得ないという説明だったのかなと。

で、そのために1,970万円くらいの増額補正をするよと。この辺についてですね、概ね分かったんですけども、当初予算はいくらだったのかなとこの数字ぼっかけてったんです。まあ歳入のほうも連動するおそらくこの数字なんだろうなという風にしてるんですよ。そうすると、約1,970万円位の数字がドーンと上がるんですよ、そんなに極端に上がるのかなと、これを購入するためにね、7トン買おうとしたものが10トンをと。これについてももう少し詳しい説明、当初予算がいくらで最終的にこのトラック購入するのいくら実際に上がるのかなという数字をもう少し詳しく説明してください。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ご質問にお答えいたします。まず7トンダンプトラックから10トンダンプトラックに変更になるもう少し詳細な理由を説明させていただきますが、まずあの7トンダンプトラックに関しては10トンダンプトラックの車体のフレームをですね、一部切断をして7トントラックに架装するといったようなことでこれまで販売されていたと伺っております。この度ですね保安基準、具体的に言うと、みなしバンパーと言って後部にあるその追突した時の潜り込み防止のバンパーですね、突入防止装置って言うんですけどもそちらの技術基準が強化されたといった内容で、メーカーのほうからお話ありまして、現行のそのメーカーで押さえてる車体ではですね、厳しくなった現行の基準、これから今年の9月からその基準が適用になるらしいですが、現行のその車体フレームでは基準を満たすような車体を作成できないといったような内容からこの度10トントラックに変えさせていただいた内容になっております。

それで当初予算であります、ダンプトラック自体、当初予算で3,980万円、ご承認頂いておりましたが、この度10トラックに変更するにあたり、10トンダンプトラックが5,889万6,000円、それにより1,971万6,000円の増。こちらが車両購入に係る増。それから予算書のほうにもありますが、まず84,000円旅費の増額、これは防衛のほうに行くため職員の旅費84,000円、それから役務費21,000円の増額であります、こちらが10トンに変更によって自動車損害保険料が上がるということで21,000円の増額。それから公課費ですね、こちらは重量税が当初132,000円で見えていたものが180,400に増額になるといったことで増額とさせていただいている内容になってございます。

●議長（堀議員） 5番 南谷議員。

●南谷議員 あの説明聞いててね、余計こんがらがってきたのさ。というのはね10トントラックを切ったぎって7トンにしてるよって。切る分だけ逆に安くなるのかなって思ったら1,900万円あがるよ。どうも、無加工で10トンのものそのまま買うんであればむしろ工賃の分安くなるんでないのかなって素人の僕は考えるんですけども。そのへんがすっきりしないんです。

最終的には入札すれば差額が出ることでしょうけれども、見積もり段階でこういうふうになったって理解をすればよろしいんでしょうか。まず1点目。それから2点目あるんです。商工費なんです。今回の緊急経済対策応援券の発行事業です。このレジメを頂き

ました。私は事業をやることには大いにやるべきだと思います。先ほどらい説明もありましたし目的についてレジメを頂きました。改めてこの目的について、今回要請があったからやるよと。これでは僕は納得できないんですよ。町民に少なくとも応援券発行するよ。この主たる目的について改めてお伺いさせていただきます。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 私からはダンプトラックの見積もりについてお話しさせていただきますが、あのおっしゃるようにその都度メーカーからの見積もりを徴収した中で予算としてあげさせて頂いてるんですが、その詳細な部分、なぜ上がるかというところまでは正直なところまではまだ突き詰めてはおりませんが、あくまでもメーカーサイドからの見積もりをもとに予算化させて頂いておりますのでご理解頂きたいと思います。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 応援券についての質問でございます。総合政策課長の説明のとおりですね、4月12日に商工会のほうから要請がありました。町としましてもこれは昨年来から続く忘新年会の自粛ですとか歓送迎会の自粛、さらには本年5月に行われる予定でありましたあつけし桜・牡蠣まつりの中止ということで町内の経済が停滞するのではないかということで、このままではまずいということでですね、商品券の発行を決めさせていただいたところでございます。

町内事業者の事業継続にもなりますし、生活の町民への生活支援ということもでございます。経済活動を維持するための発行ということでご答弁させていただきます。

●議長（堀議員） 3回目です。南谷議員。

●南谷議員 いま答弁にあったんですけれども、町内の商工業者の事業の継続の継続と支援、それからこの文言を見るとね、町内事業者の事業の継続と生活支援を図ることを目的とするとあるんです。そうすると町内業者の事業継続と、その業者の生活の支援というふうにも読み取れるんですよ。

私はね、困ったから頼むよ。商工会だけではないと思うんですよ。全町民がいろんな形で影響を受けてる。そういう部分が抜けてんじゃないのかな。多くの町民、厚岸に住んでる皆さん、何らかの影響を受けてますよ。そういう意味ではね、商品券を発行することで、当然、商工業者の影響もあるけど、多くの町民の生活支援もやっぱり大事ではないのか。そういう部分が感じ取れないんですこの文言で。

やはり等しくね誰もが厚岸に住んでる人が、商品券を生活の支援のために使うんだと。そういうものが文言の中にあってもいいんじゃないのかな。大いに活用してください。そういう思いが見えないな。いかがですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 配布させていただいた資料、確かに目的を見ますと町民への生活という部分について見えないということは確かでございます。ただ私どもとしては商工業者もそうですけれども漁業、農業もコロナウィルスの影響受けてると。まずは町民生活のためにも商工業者のあの事業継続維持もあるんですが、町民の困ってる時には応援券配付ということで、まずは支援させていただきたいという思いもありました。この記載方法については確かに簡単であり申し訳なく思っております。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（発言者なし。）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、法案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 次に議案第40号について質疑を行います。5番 南谷議員。

●南谷議員 6ページです。歳入の120万円ですか。歳出の財源補填ということでの計上と理解をいたしました。だけど、普通ですね、後ろのページの歳出のほうを見ると還付金なんですよね。還付金ということは、保険税を徴収した中で後で戻すよと。こういう事だと思っんです。そうするとその計上の仕方見るとね、保険給付費等交付金なんですよ。道からの戻ってくるお金と。財源が120万円。

通常であれば還付金ですから、納税者から集めたお金から保険料を戻すわけですから税ってなるんでないのかなって思ったんですこの辺について。

それから歳出なんです。通常ですね、この時期に保険税の還付金が発生したことないんですよ私の記憶では。例年、100万円かなんぼかわからないんですけども、当初予算で計上してるんです。それが、年間通してって年度末でやるから還付金っていうのはあまり発生しないんですよ。それが始まってすぐこういう状態です。何で今、過去にないような時期に還付金が発生したのかこの2点についてお尋ねいたします。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。還付金につきましては、この予算も持つというものは過年度分の税金を返す場合の還付金であります。本来でありますと確かに言われるように国保税を財源とする歳出ではありますが、現時点で保険税を増額するという要因はいまのところまだ今年の本年度課税する前が確定しておりませんので、

増額するという要因がないだけで現時点ではないので、留保財源としている今回の科目でやりますけども調整交付金というものなんですけどもそちらを財源としての計上しております。そちらのほう税が固まったタイミングで交付金との充当の組み替えをですね行うことも考えております。

それと今回の120万円の歳出の補正ですが、この予算は過年度分、本年度分ではなくてですね過年度分、当初予算では100万円を例年計上しております。今回は平成30年31年度におきまして、違う社会保険のほうに入っているという状況が分かりまして、それを2年度分遡及して還付する、二重に払ったわけですから還付するという事で今回このような形になりまして、今の時点で120万円の還付が発生しております。そこでまず20万円不足することとなります。今後また還付金が発生してきますので、5月5月の時点ですので、当初予算と同じ100万円をプラスしまして120万円の補正額としております。

●議長（堀議員） 5番 南谷議員。

●南谷議員 二重払いをしてたと。国保税と社会保険かなにか。それも2年間だったと。よくわかんなかったけどその位の数字なったんで大きくなった。担当課としてはそのへんは発見はできないんですか、二重払いは。いかがですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） 役場側としては発見は難しいです。というのは、国保に入っていて社会保険に入ったっていうのはうちのほうに何か通知が来るわけではございません。あくまでもその時点で本人様のほうで役場に手続きをしていただくということになりますので、そういう手続きも周知をしていきたいと思っております。それとこの還付金の時期ですけども、今回たまたまこの時期にわかって不足になってしまったんですけども、これは時期を問わずいつ出てくるでもおかしくないことであるのでご理解願います。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（発言者なし。）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 以上で本臨時会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。よ



って令和3年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

午前11時44分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和3年5月14日

厚岸町議会

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---